

2016年2月
日本銀行

日本銀行当座預金のマイナス金利適用に関する
実務面のQ & A（取引先金融機関等向け）
（2016年2月10日版）

取引先の皆様へ

- 本Q & Aは、日本銀行本店で開催された「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入に関する説明会の席上で参加者から寄せられた質問とこれに対する日本銀行の回答の中から、実務面での理解に役立つと思われるものを集めたものです（同趣旨の質問は適宜まとめてあります）。
- 本Q & Aをご覧頂くに当たっては、必要に応じ、以下の資料もあわせてご参照下さい。
 - ・ [「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入（2016年1月29日）](#)
 - ・ [（参考）本日の決定のポイント（2016年2月3日、Q & AにQ 8を追加）](#)
 - ・ [「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」の全面改正等について（2016年1月29日）](#)
- 本Q & Aは、今後、必要に応じ内容を拡充していく方針です。
- また、ご不明な点やご質問等ございましたら、ご遠慮なく、下記までご照会下さい。もちろん、本店関係部署または支店の担当部署にご照会頂いても結構です。

《本Q & Aに関する照会先》

企画局政策企画課 二宮（03-3277-2475）

Q 1. 基礎残高は、毎年変更されるのか。

—— 例えば、2017 年入り後は、基準となる期間を 1 年ずらし、2016 年の積み期間における当座預金の平均残高を参照することになるのか。

A. **変更は予定していません。**

2015 年の 1 月積み期間から 12 月積み期間まで（基準期間）の当座預金^{（注）}の平均残高を基礎残高（基準平均残高）とし、継続して適用していく予定です。個別取引先ごとの基準平均残高の金額を知りたい場合は、取引を行っている日本銀行の本支店（本店の場合は業務局）にご照会下さい。

（注）準備預り金を含みます（以下同じです）。

Q 2. +0.1%が適用される残高（上限）は、どのように計算するのか。控除項目である法定準備預金額は、2015 年 1 月～12 月積み期間（基準期間）のものを使うのか、それとも、付利を行う積み期間の値を使うのか。

A. 基準平均残高（Q 1 に記載のとおり、固定値です。）から、**付利を行う積み期間（付利対象積み期間）における法定準備預金額**を差し引くことにより、計算します。

Q 3. 0%が適用される残高（上限）は、どのように計算するのか。貸出支援基金等は、新規貸付実行の日からカウントされるのか。

A. 0%が適用される残高（上限）は、以下の 3 つの部分の合計です。

①**法定準備預金額**（所要準備額）に相当する残高

→ 付利対象積み期間ごとに、「準備預金制度に関する法律」の規定に基づき計算されます。

②**貸出支援基金および被災地金融機関支援オペ**により資金供給を受けている残高に対応する金額

→ 対象となる貸付の今後の新規実行・返済等により、金額は増減します。この金額は付利対象積み期間中の平均残高で計算しますので、例えば、当該積み期間の途中で新規実行があれば、その分だけ（実行後の日数に応じて）増加します。

③日本銀行当座預金残高がマクロ的に増加することを勘案して、適宜のタイ

ミングで加算していく「マクロ加算額」

- 考え方と運用のイメージについては、「本日の決定のポイント」Q8をご参照下さい。また、具体的な計算については本Q&AのQ4をご参照下さい。

Q4. マクロ加算額は、どのように計算するのか。掛目は、どのように決定・公表されるのか。

- A. 基準平均残高に、全ての取引先につき一律の掛目（基準比率）を乗じることにより計算します。基準比率は、金融政策決定会合で決定し、公表します。

《数値例》

現時点では、マクロ加算額は各取引先ともゼロです。今後何ヶ月か後に、例えば、基準比率を「10/100」と設定すれば、マクロでみた基準平均残高が220兆円として、マクロ加算額は全体で22兆円（ $=220 \times 10/100$ ）になります。

個別取引先ごとに考えますと、基準平均残高が100億円である取引先Aと、同30億円である取引先Bがある場合、マクロ加算額は、それぞれ10億円（ $=100 \times 10/100$ ）、3億円（ $=30 \times 10/100$ ）となります。

Q5. ある付利対象積み期間において、当座預金残高の実績が+0.1%で付利される残高（上限）に満たない場合で、貸出支援基金等の残高（Q3の②部分）やマクロ加算額（Q3の③部分）も存在するときは、+0.1%と0%のいずれが優先して適用されるのか。

- A. 取引先にとって有利な方（+0.1%）が適用されます。

（注）詳細は、関連規則等のほか、[「\(参考資料\) 補完当座預金制度における預り金利息の計算について」](#)をご参照下さい。

Q6. 金融機関の現金保有額が基準期間から「大きく」増加した場合には、その増加額を0%や+0.1%が適用される残高から控除するとしているが、その具体的な基準はあるのか。

- A. 現時点で具体的な基準は設定していません。日本銀行では、日々の取引関係等を通じて、金融機関の保有現金について不自然な動きがあれば把握できる

と考えています。したがって、取引先金融機関等が大量の銀行券を引き出すといったことは起こらないと考えており、この点は信頼しております。ただ、本政策の趣旨を踏まえて必要が生じた場合には、こうした対応を講じ得ることを記述したものです。

Q7. マイナス金利にかかる利息については、費用として処理すべきか、それともマイナスの収入として処理すべきか。

A. 経理処理をどのように行うかは、個社や業態などにより異なり得るため、個別にご検討下さい。

なお、日本銀行では、プラス金利にかかる利息とマイナス金利にかかる利息をネットアウトした差分の金額を、補完当座預金制度の「利息」として支払い（又は受取り）ます。取引先ごとにみた場合、プラス金利にかかる利息がマイナス金利にかかる利息を上回るケースが多いと考えられますので、多くの取引先にとっては日本銀行から支払われる「利息」が従来に比べ減少するというかたちであられることになると考えています。

Q8. 政策金利残高に適用するマイナス金利が、仮に一段と引き下げられる場合、新たな適用利率は「翌積み期間」から適用されると考えてよいか。

A. マイナス金利の導入に当たっては、日本銀行および取引先金融機関等において実務的な制約が存在するため、2月積み期間の初日である2/16日から適用開始としました。

(以下は説明会当日にご説明していない部分を追加しています)

なお、日本銀行では、現在、実務的には、積み期間の途中における適用利率変更にも対応できるよう準備を進めています。「補完当座預金制度に関する細則」^(注)においてその場合の計算方法を記載しているのはこのためです。もとより、将来、仮に政策金利残高にかかる適用利率を変更する場合に、積み期間単位とするか、積み期間の途中からの適用とするかは、変更の際に、金融政策決定会合において決定することとなります。

(注) 補完当座預金制度対象先には、2016年2月8日付で同細則の暫定版をお送りしておりますので、詳細はそちらをご参照下さい。

Q 9. 基礎残高（基準平均残高）を有する金融機関等の合併、廃業・撤退等があった場合の取り扱いはどうするのか。

A. 合併であれば、基準平均残高は合算するということになると思われませんが、事業譲渡の場合などを含め、実際には様々なケースが考えられます。こうしたことは日本銀行との他の取引関係でも発生しています。個別の事例に応じて取り扱いを検討していくこととなりますので、ご相談下さい。

Q 10. 貸出支援基金を通じた貸付の適用利率を0%としているが、これは、新規実行分のみが対象か。それとも過去に貸付を受けた既存分も対象に含むのか。

A. 貸出支援基金を通じた既存の貸付の利率については、原則として、次回利払い後、翌利息計算期間から0%を適用する予定です^(注)。

(注) 資金供給対象先には、2016年1月29日付で上記取り扱いにかかる通知をお送りしておりますので、詳細はそちらをご参照下さい。

Q 11. 準備預金報告書の様式は変わらないのか。現在、当座預金残高と法定準備預金額は記載項目となっているが、例えば、貸出支援基金を通じた借入残高などを追加することはあるか。

(以下は説明会当日にご説明していない部分を追加しています)

A. 準備預金報告書の様式は変わりません。補完当座預金制度における預り金利息の計算は、原則として、日本銀行が現に保持しているデータを用いて行う予定であり、取引先金融機関等にデータの提出をお願いすることは予定していません。

以 上